

【表紙】

| | | | |
|---------------------|---|--|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 | | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | | |
| 【提出日】 | 2026年1月21日 | | |
| 【会社名】 | ダブル・スコープ株式会社 | | |
| 【英訳名】 | W-SCOPE Corporation | | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 崔 元根 | | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区東五反田一丁目22番6号 | | |
| 【電話番号】 | 03-6432-5320(代表) | | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 大内 秀雄 | | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区東五反田一丁目22番6号 | | |
| 【電話番号】 | 03-6432-5320(代表) | | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 大内 秀雄 | | |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) | | |
| 【届出の対象とした募集金額】 | (第12回新株予約権) その他の者に対する割当 239,990円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 396,223,490円 (注) 新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。 | | |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 | | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) | | |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 23,999個(新株予約権 1 個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 239,990円 |
| 発行価格 | 新株予約権 1 個につき10円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.1円) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1 個 |
| 申込期間 | 2026年 2月 6 日(金) |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | ダブル・スコープ株式会社 管理部 東京都品川区東五反田一丁目22番 6号 |
| 払込期日 | 2026年 2月 6 日(金) |
| 割当日 | 2026年 2月 6 日(金) |
| 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 7 番 3 号 |

- (注) 1 . 第12回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、2026年1月21日付の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 . 申込み及び払込みの方法は、EVO FUND(ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)(以下「割当予定先」又は「EVO FUND」といいます。)との間で本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結した上で、本有価証券届出書による届出の効力発生後にEVO FUNDとの間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 . 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 . 本新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|--------------------------|---|
| 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質 | <p>1 . 本新株予約権の目的である株式の総数は2,399,900株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、本新株予約権の行使価額は本欄第2項のとおり修正され、行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 . 行使価額の修正基準</p> <p>(1) 行使価額は、割当日の1取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026年1月21日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日(以下、2026年1月21日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。</p> <p>(2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。)。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。</p> <p>3 . 行使価額の修正頻度</p> <p>本欄第2項の記載に従い修正される。</p> <p>4 . 行使価額の下限</p> <p>「下限行使価額」は、当初83円とする。</p> <p>但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5 . 割当株式数の上限</p> <p>2,399,900株(2025年7月31日時点の発行済株式総数に対する割合は4.35%)</p> <p>6 . 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 199,431,690円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> |
|--------------------------|---|

| | |
|------------------|---|
| | <p>7. 本新株予約権の取得事由</p> <p>本新株予約権には、行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合に、本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p> |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | <p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p> |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>本新株予約権の目的である株式の総数は2,399,900株（本新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、165円とする（以下「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、本新株予約権の割当日の1取引日後（2026年2月9日）に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026年1月21日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日である価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。</p> <p>(2) 本項第(1)号にかかわらず、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。</p> |

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{普通株式数}}} \times \frac{\text{時価}}{\text{行使価額}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする報酬(譲渡制限付株式報酬制度及び株式交付信託制度に基づく発行又は処分を含む。)として株式を発行又は処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を使用した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
0.1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てるられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 本欄第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用日の前日までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

| | |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 396,223,490円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 2026年2月9日から2026年4月9日までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目7番3号 |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 別記「新株予約権の行使期間」欄に記載される本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおりの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、本新株予約権の発行に係る、「(2) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下「本スキーム」又は「本資金調達」といいます。)が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社の主力事業であるリチウムイオン二次電池産業は、従来の民生機器に加え電気自動車(以下「EV」といいます。)や蓄電システム(以下「ESS」といいます。)へと用途が広がりを見せています。特にEVの需要は、環境保護規制の影響もあり2010年代から急速に拡大し、2020年に300万台だったEV世界販売台数は、3年後の2023年には1,400万台を突破しました。それに伴い、リチウムイオン二次電池関連産業全体の市場規模も毎年大きく伸びることとなり、2010年の1兆円から2023年には12兆円に成長しました(数値は株式会社矢野経済研究所他各種資料から当社算定)。

今後もEV需要を柱として、リチウムイオン二次電池の需要は増加していくものと見込まれていますが、あまりにも急激な需要の拡大が続き、欧米やアジア主要国では、リチウムイオン二次電池関連産業がそれまでのエネルギー政策や自動車サプライチェーンに大きな影響を及ぼす主要産業へと成長しつつあります。そのため、欧米では環境規制や関税政策の見直しなどが行われ、足許のEV需要が低迷している状況です。

当社グループでは、これまで特に先進国向けのEV用途に参入するために、製品開発及び設備投資に取り組んでまいりましたが、昨今の欧米のEVに対する政策の変化や紛争の影響などによるEV需要の低迷により、現状では供給能力に見合う需要量を確保することが難しく、2022年12月期に8,294百万円、2024年1月期に4,600百万円であった連結経常利益も、2025年1月期には3,239百万円の損失となりました。2026年1月期(当期)も、10,300百万円の経常損失を見込んでいます。当社は、日本や米国を主な販売先としているところ、日本や米国での市場規模はまだ小さいため、当社の営業キャッシュフローはマイナスが続いていました。そのため、人件費や上場維持費用等の年間運転資金約3億円は、これまで子会社からの配当金等により賄ってきました。

当期以降は生成AIの普及などによる世界的なデータセンターの急速な需要拡大に伴い常時安定的な電力供給を行うため、電池メーカー各社と取り組みを続けていたESS向けの新規販売が順次開始されることにより、徐々に業績は回復する見通しではありますが、グループ全体のこれまでの業績悪化により、数年間は子会社からの配当金等は見込めず、当社での新規案件が開始されるまでの今後約2年間の運転資金を調達する必要が生じている状況です。以上の状況により、現在までのところ継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものの、その疑義を生じさせるような事象又は状況が続いている。

一方で、当社グループでの営業活動は積極的な取り組みを続けており、特に当社によるセパレータ事業での新規案件の取り組みでは、国内外の顧客に対する量産販売の開始を予定しています。また、今期から立ち上げたイオン交換膜事業においても、日本での引き合いが多数あり営業活動を活発化しております。現在、これらの案件の成約に向け、当社では国内外での営業活動を続けていますが、今後営業活動をさらに強化して、計画通りに成約し、2028年以降には営業損益黒字化及び営業キャッシュ・フロープラス化の実現を目指しております。そして、この実現のために2025年11月6日に第10回・第11回新株予約権の発行を決議し、その後、第10回新株予約権の行使が一定程度進んでおりましたが、当社の株価下落により下限行使価額を下回ることもあり、予定していた資金を適時に調達することが難しくなっていることから、2025年12月末日時点での第10回・第11回新株予約権の未行使分である23,999個を新たに第12回新株予約権として、行使期間、行使価額の修正やそれに対する払込価額の計算方法を修正し、当社単体での本格的な受注が見込めるまでの約2年間の事業活動資金を円滑に確保することを目的としています。なお、第12回新株予約権の発行決議日に未行使となっている第10回・第11回新株予約権は買戻し後に消却します。

今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定期間につきましては下記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載しております。

(注)第10回・第11回新株予約権において、調達予定金額は1,055,560,000円(差引手取概算額)であったところ、そのうち、合計366,007,829円(差引手取概算額)が調達済みとなります。

(2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が、割当予定先であるEVO FUNDに対し本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先との間で、本日付で下記の内容を含む本買取契約を締結いたしました。なお、新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、2025年12月19日及び2026年1月9日付でEVO FUNDに対して、以下に記載の概要にて本社債を発行しております。

<ダブル・スコープ株式会社第2回普通社債の概要>

| | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 社債の名称 | ダブル・スコープ株式会社第2回無担保普通社債 |
| (2) 社債の額面総額 | 150,000,000円 |
| (3) 各社債の額面金額 | 3,750,000円 |
| (4) 利率 | なし |
| (5) 払込金額 | 額面100円につき100円 |
| (6) 償還金額 | 額面100円につき100円 |
| (7) 払込期日 | 2025年12月19日 |
| (8) 償還期限 | 2026年2月27日 |
| (9) 償還の方法等 | 満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 |

第2回普通社債に係る社債権者（以下「第2回普通社債権者」といいます。）は、2026年1月19日以降の繰上償還を希望する日の5営業日前又は当社と第2回普通社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の第2回普通社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。

当社が、今後、第2回普通社債権者を割当先とする新株予約権による資金調達を別途実施した後、当社の普通株式の取引所における普通取引の終値が、当該新株予約権において定められる下限行使価額を下回った場合、又は、当社が、今後、第2回普通社債権者以外の者を割当先とする資金調達を別途実施することを決定した場合、繰上償還を希望する日の5営業日前又は当社と第2回普通社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の第2回普通社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。

当社が、今後、第2回普通社債権者を割当先とする普通社債以外の方法による資金調達を別途実施する場合、当該資金調達に伴い第2回普通社債権者から当社に払い込まれた金銭の額の第2回普通社債の発行日以降の累計額（但し、以前に当社が本項に基づき繰上償還した第2回普通社債の合計額に相当する金額を除く。）が第2回普通社債の金額（3,750,000円）の整数倍以上となったとき、当社は、当該整数分の第2回普通社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含む。）又は当社と第2回普通社債権者が別途合意する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。

当社が、第2回普通社債権者以外の者に対し、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、若しくはデット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第2回普通社債権者以外の第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、第2回普通社債権者は、繰上償還を希望する日の5営業日前又は当社と第2回普通社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の第2回普通社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、本請求は、当社が当社のストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合についてはこれをすることができません。

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、第2回普通社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で当社と第2回普通社債権者が合意する日において、残存する第2回普通社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、第2回普通社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する第2回普通社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社において、50%を超える議決権を単独で又は共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。)とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、第2回普通社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する第2回普通社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、第2回普通社債権者は、償還を希望する日の10営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の第2回普通社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。

(10)資金使途

第2回普通社債の発行により調達する資金の額は、150,000,000円であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

| 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定期間 |
|-----------|-------------|------------------|
| 運転資金(人件費) | 150 | 2026年2月～2027年11月 |
| 合計 | 150 | |

調達資金の使途は、以下のとおりです。

運転資金(人件費)

役員及び従業員に対する報酬・給与への充当を予定しております。

<ダブル・スコープ株式会社第3回普通社債の概要>

- (1) 社債の名称 ダブル・スコープ株式会社第3回無担保普通社債
(2) 社債の額面総額 120,000,000円
(3) 各社債の額面金額 3,000,000円
(4) 利率 なし
(5) 払込金額 額面100円につき100円
(6) 償還金額 額面100円につき100円
(7) 払込期日 2026年1月9日
(8) 償還期限 2026年3月6日
(9) 償還の方法等 満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。
第3回普通社債に係る社債権者（以下「第3回普通社債権者」といいます。）は、2026年2月9日以降の繰上償還を希望する日の5営業日前又は当社と第3回普通社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の第3回普通社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。

当社が、今後、第3回普通社債権者を割当先とする新株予約権による資金調達を別途実施した後、当社の普通株式の取引所における普通取引の終値が、当該新株予約権において定められる下限行使価額を下回った場合、又は、当社が、今後、第3回普通社債権者以外の者を割当先とする資金調達を別途実施することを決定した場合、繰上償還を希望する日の5営業日前又は当社と第3回普通社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の第3回普通社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。

当社が、今後、第3回普通社債権者を割当先とする普通社債以外の方法による資金調達を別途実施する場合、当該資金調達に伴い第3回普通社債権者から当社に払い込まれた金銭の額の第3回普通社債の発行日以降の累計額(但し、以前に当社が本項に基づき繰上償還した第3回普通社債の合計額に相当する金額を除く。)が第3回普通社債の金額(3,000,000円)の整数倍以上となったとき、当社は、当該整数分の第3回普通社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日(当日を含む。)又は当社と第3回普通社債権者が別途合意する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。

当社が、第3回普通社債権者以外の者に対し、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、若しくはデット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第3回普通社債権者以外の第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、第3回普通社債権者は、繰上償還を希望する日の5営業日前又は当社と第3回普通社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の第3回普通社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、本請求は、当社が当社のストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合についてはこれをすることができません。

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、第3回普通社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で当社と第3回普通社債権者が合意する日において、残存する第3回普通社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、第3回普通社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する第3回普通社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社において、50%を超える議決権を単独で又は共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。)とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、第3回普通社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する第3回普通社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、第3回普通社債権者は、償還を希望する日の10営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の第3回普通社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。

(10)資金使途

第3回普通社債の発行により調達する資金の額は、120,000,000円であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

| 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定期間 |
|-------------|-------------|------------------|
| 運転資金(監査報酬) | 80 | 2026年2月～2027年11月 |
| 運転資金(支払手数料) | 40 | 2026年2月～2027年11月 |
| 合計 | 120 | |

調達資金の使途は、以下のとおりです。

運転資金(監査報酬)

会計監査に係る監査報酬への充当を予定しております。

運転資金(支払手数料)

主に上場維持費用への充当を予定しております。

本新株予約権における行使コミット条項

<全部コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含みます。)から、2026年3月10日(当日を含みます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)に、本新株予約権23,999個を全て行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本資金調達の確実性を高めることができます。

2026年3月10日までに全部コミット期間延長事由(以下に定義します。)が発生した場合、下記のとおり、上記の期限は延長されることとなります。

全部コミット期間に属するいざれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の100%以下となった場合、当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合(かかる指定が行われている期間中の各取引日において全部コミット期間延長事由が発生するものとします。)、取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)、当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(トップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(トップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとします。)、又は割当予定先の事情に起因する場合を除き何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合(以下、上記乃至の事象を総称して、「全部コミット期間延長事由」といいます。)には、全部コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計20回(20取引日)を上限とします。)。

なお、上記の延長は、各取引日において生じた全部コミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の取引日において複数の全部コミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該全部コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<全部コミット条項の消滅>

全部コミット期間中に全部コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合には、延長が20回を超えた日に、全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。

なお、全部コミットに係る義務の消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026年1月21日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定期間内において上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。なお、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、上記に準じて行使価額は修正されます。直前3連続取引日の株価の平均値を基準として行使価額の修正を行うこととしたのは、株価が下落傾向である相場においても、相対的に安定的な行使が行われるようにし、資金調達を可能な限りスムーズに進捗させることができることです。

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、当社普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権においては、初回の修正では発行決議における当社普通株式の普通取引の終値に、2回目以降の修正では価格算定期間の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額にそれぞれ修正され、基準となる当社普通株式の普通取引の終値又はその単純平均値からディスカウントが行われない設計となっております(但し、修正の結果、行使価額が修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値を下回る可能性があります。)。ディスカウントがなされない設計により、必ずしも修正日の直前取引日における株価とは一致しないものの、直近の市場株価の動向から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、既存株主の皆様への影響をできる限り少なくし、既存株主の皆様の利益にもできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、その行使により調達できる額がより大きくなることが期待されます。なお、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、割当日の1取引日後に行われる初回の修正及び割当日の2取引日以後3取引日が経過する毎に行われる2回目以降の修正の2段階の修正スキームを採用しております。

本新株予約権の下限行使価額は当初83円(発行決議日直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満を切り上げた額)ですが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

制限超過行使の禁止

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、單一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込期日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないと。
- (b) 割当予定先は、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値(但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。)以上である場合等の本買取契約において定められる適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対する同様の義務を承継すべき旨を約束されること。

(3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討しており、EVOLUTION JAPAN証券株式会社(住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン)(以下「EJS」といいます。)に2025年12月に相談したところ、同社から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を同月に受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、かつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。さらに、本新株予約権の発行に先立って本社債を発行することにより、本社債の発行金額の範囲で、即時の資金調達が可能となる点も当社のニーズに合致していると考えております。また、当社は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。なお、本スキームにより現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」の記載をご参照ください。

一方、既存新株予約権については、当社の株価下落により下限行使価額を下回ることもあり、予定していた資金を適時に調達することが難しくなっていることから、取得日時点で残存する新株予約権全て（本日時点における残存個数：15,499個）について、当社が発行価額で取得後直ちに消却することとし、新たに本新株予約権を発行することといたしました。なお、取得及び消却する既存新株予約権の内容につきましては、以下に記載のとおりです。

第10回新株予約権

| | |
|----------------------|---|
| (1) 取得及び消却する新株予約権の名称 | ダブル・スコープ株式会社第10回新株予約権 |
| (2) 発行新株予約権総数 | 30,000個 |
| (3) 本日現在までの行使済新株予約権数 | 24,501個 |
| (4) 取得及び消却する新株予約権数 | 取得日時点で残存する全ての第10回新株予約権（2026年1月21日現在の残存数：5,499個） |
| (5) 取得価額 | 合計最大544,401円 (新株予約権1個当たり99円) |
| (6) 取得日及び消却日 | 2026年2月12日（予定） |
| (7) 消却後に残存する新株予約権の数 | 0個 |

第11回新株予約権

| | |
|----------------------|--|
| (1) 取得及び消却する新株予約権の名称 | ダブル・スコープ株式会社第11回新株予約権 |
| (2) 発行新株予約権総数 | 10,000個 |
| (3) 本日現在までの行使済新株予約権数 | 0個 |
| (4) 取得及び消却する新株予約権数 | 取得日時点で残存する全ての第11回新株予約権（2026年1月21日現在の残存数：10,000個） |
| (5) 取得価額 | 合計最大690,000円 (新株予約権1個当たり69円) |
| (6) 取得日及び消却日 | 2026年2月12日（予定） |
| (7) 消却後に残存する新株予約権の数 | 0個 |

なお、上記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、EVO FUNDより複数回にわたり無担保社債の引受を通じた資金提供を受けており、EVO FUNDに対するこれまでの社債の発行及び償還状況は以下のとおりです。また、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本新株予約権の発行により調達する資金の一部は、本社債の償還資金に充当される予定です。

| 社債回号 | 払込日 | 償還状況、満期 | 金額 | 利率 | 調達資金の充当状況 |
|------|------------|-------------------------|--------|------|---|
| 第2回 | 2025/12/19 | 未償還 2026年2月27日 満期 | 150百万円 | 0.0% | 関連会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANTCO., LTD.へ 運転資金として貸付済 |
| 第3回 | 2026/1/9 | 未償還 2026年3月6日 満期 | 120百万円 | 0.0% | 関連会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANTCO., LTD.へ 運転資金として貸付済 |

(4) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

(メリット)

基準となる株価からのディスカウントなしでの株式発行

通常、行使価額修正条項付の新株予約権の場合、基準となる株価から、8～10%程度のディスカウントがなされた上で株式の交付が行われます。これに対し、本新株予約権は、修正日に、価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されるため、あらかじめ参照株価からディスカウントを設ける場合と比較して参照株価からのディスカウントはなされず、さらに、株価下降時においてはディスカウントが発生する可能性はより少ない設計となっております(但し、修正の結果、行使価額が修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値を下回る可能性があります。)。したがって、参照株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、必ずしも修正日の直前取引日における株価とは一致しないものの、直近の市場株価の動向から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、株価からの乖離をなくすことにより、ディスカウントがなされた場合に比べ株価への影響も軽減され、既存株主の皆様の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、ディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。なお、発行決議後に株価が上昇した場合に行使の蓋然性を高めるべく、本新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日後は発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額とし、発行決議後に株価が下落した場合にも行使がなされるよう、割当日の2取引日後以降は行使価額の修正条件に従って行使価額を修正するスキームとしております。取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は、上記「(2) 資金調達方法の概要 制限超過行使の禁止」に記載した制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることによっており、本買取契約においてもその旨定めております。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,399,900株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

株価上昇時の調達額の増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価への影響の軽減

本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることなく、当社株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

早期必要資金の確保

本新株予約権の発行に先立って本社債を発行することにより、本社債の発行金額の範囲で、即時の資金調達が可能となります。

本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付されております。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

確実な資金調達

本買取契約に全部コミット条項が規定されており、原則として、本新株予約権は一定の期間内に全部行使されます。

(デメリット)

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。但し、本社債が本新株予約権の発行に先立つて発行されていることにより、資金調達は早期に開始されます。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性又は資金調達がされない可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、発行決議日の直前取引日の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の100%を上回らない場合は、全部コミット期間延長事由に該当し、本新株予約権に係る全部コミットが消滅することとなる場合があります。加えて、株価が本新株予約権の下限行使価額を下回る水準となった場合、本社債の繰上償還事由に該当し、その場合、当社は、満期を待たずに繰上償還を行うために当初の想定よりも早期に償還資金を確保することが必要となります。さらに、本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は純投資目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は2,399,900株(議決権数23,999個)であり、2025年7月31日時点の当社発行済株式総数55,225,600株及び議決権総数548,501個を分母とする希薄化率は4.35%(議決権ベースの希薄化率は4.38%)に相当します。

また、本日の発行決議に先立つ6か月以内である2025年11月25日付でマッコーリー・バンク・リミテッドに対して割り当てられた第10回新株予約権及び第11回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数4,000,000株(議決権40,000個)を、上記本新株予約権の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は6,399,900株(議決権数63,999個)であり、これは、2025年7月31日時点の当社発行済株式総数である55,225,600株及び議決権総数548,501個に対して、11.59%(議決権総数に対し11.67%)となります。なお、第10回新株予約権については、24,501個が行使され2,450,100株が交付されました。残りの第10回新株予約権及び第11回新株予約権の合計15,499個(1,549,900株相当分)は当社が取得消却する予定であり、2026年2月12日付で残存する第10回新株予約権及び第11回新株予約権はなくなる予定です。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本スキームの希薄化は、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断しております。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性や市況によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかをその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

CB

CBIは発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがありますが、通常、CBIの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であり、また当社は希薄化の時期・程度をコントロールできないため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

借入れ・社債・劣後債のみによる資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本日付で、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を含む本買取契約を締結いたしました。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、制限超過行使を制限するよう措置を講じる予定です。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、EVO FUNDは、当社代表取締役社長である崔元根から、当社普通株式の借入れ（貸借株数（上限）：400,000株、貸株期間：2026年2月2日～2026年4月17日、貸株利率：0%、担保：無し）を行う予定です。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。

8. 本新株予約権に係る株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 396,223,490 | 13,600,000 | 382,623,490 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、割当予定先への調査費用、登録免許税等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の差引手取概算額は、上記のとおり合計382,623,490円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定期間 |
|-----------|---------|----------|
| 本社債の償還 | 270 | 2026年2月 |
| 運転資金(買掛金) | 112 | 2026年12月 |
| 合計 | 382 | |

(注) 1. 調達資金は、の順に優先的に充当する予定です。

2. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定期間との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金口座で保管する予定です。
3. 第10回・第11回新株予約権の行使を進めていましたが、当社の株価下落により下限行使価額を下回ることもあり、予定していた資金を適時に調達することが難しくなっていることからオフィス拡張、統合システム関連、人員増強等は当面行わないため資金使途の見直しを行いました。

調達資金の使途は、以下のとおりです。

本社債の償還

本新株予約権による調達資金のうち270百万円を、2026年2月末までに、本社債の償還資金に充当する予定です。なお、本社債による調達資金の使途については、上記「1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要 <ダブル・スコープ株式会社第2回普通社債の概要> (10)資金使途」及び同「<ダブル・スコープ株式会社第3回普通社債の概要> (10)資金使途」に記載しております。

運転資金(買掛金)

本新株予約権による調達資金のうち112百万円を、2026年12月末までに、連結子会社であるW-SCOPE KOREA CO., LTD.に対する買掛金の支払いに充当する予定です。

なお、第2回・第3回無担保普通社債の発行にて調達した資金については関連会社へ貸し付けており、関連会社から返済を受けた後は継続企業の前提に関する重要な不確実性を回避して、安定した経営基盤を確保するための運転資金とさせていただきます。

また、資金使途を変更する可能性は現時点ではありませんが、変更時は速やかに開示いたします。

また、過去のファイナンスに係る調達状況及び充当状況は以下のとおりです。

第三者割当による第10回新株予約権の発行

| | |
|--------------------------|--|
| 割当日 | 2025年11月25日 |
| 発行新株予約権数 | 30,000個 |
| 発行価額 | 総額2,970,000円(新株予約権1個あたり99円) |
| 発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額) | 662,370,000円 |
| 割当先 | マクコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited) |
| 募集時における発行済株式総数 | 55,225,600株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 3,000,000株 |
| 現時点における行使状況 | 行使済新株予約権数：24,501個 (残新株予約権数：5,499個) |
| 現時点における調達した資金の額(差引手取概算額) | 発行価額の総額 2,970,000円 行使価額の総額 378,582,230円 発行諸費用 7,500,000円 差引手取概算額 374,052,230円 |

| | |
|--------------------|---|
| 発行時における 当時の資金使途 | 運転資金(材料費) 運転資金(人件費) 運転資金(監査報酬) 運転資金(支払手数料等) オフィス拡張資金 統合システム、物流関連資金 人員増強資金 各種テスト用サンプルその他資金 |
| 発行時における支出 予定期期 | 2025年12月 2025年12月～2027年11月 2025年12月～2027年11月 2025年12月～2027年11月 2027年2月～2029年1月 2026年8月～2029年1月 2026年8月～2029年1月 2026年8月～2029年1月 |
| 現時点における充当 状況 | 運転資金(材料費)：155,364,741円 運転資金(人件費)：円 運転資金(監査報酬)：円 運転資金(支払手数料等)：円 オフィス拡張資金：円 統合システム、物流関連資金：円 人員増強資金：円 各種テスト用サンプルその他資金：円 |

(注) 上記「1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、2026年2月12日付で、当該時点で残存する第10回新株予約権全て（本日時点における残存個数：5,499個）を消却いたします。

第三者割当による第11回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|--|
| 割当日 | 2025年11月25日 |
| 発行新株予約権数 | 10,000個 |
| 発行価額 | 総額690,000円(新株予約権1個あたり69円) |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 393,190,000円 |
| 割当先 | マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited) |
| 募集時における発行 済株式総数 | 55,225,600株 |
| 当該募集による潜在 株式数 | 1,000,000株 |
| 現時点における 行使状況 | 行使済新株予約権数：0個 (残新株予約権数：10,000個) |
| 現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額) | 発行価額の総額 690,000円 行使価額の総額 0円 発行諸費用 7,500,000円 差引手取概算額 6,810,000円 |

| | |
|--------------------|---|
| 発行時における 当初の資金使途 | 運転資金(材料費) 運転資金(人件費) 運転資金(監査報酬) 運転資金(支払手数料等) オフィス拡張資金 統合システム、物流関連資金 人員増強資金 各種テスト用サンプルその他資金 |
| 発行時における支出 予定期期 | 2025年12月 2025年12月～2027年11月 2025年12月～2027年11月 2025年12月～2027年11月 2027年2月～2029年1月 2026年8月～2029年1月 2026年8月～2029年1月 2026年8月～2029年1月 |
| 現時点における充当 状況 | 運転資金(材料費)：円 運転資金(人件費)：円 運転資金(監査報酬)：円 運転資金(支払手数料等)：円 オフィス拡張資金：円 統合システム、物流関連資金：円 人員増強資金：円 各種テスト用サンプルその他資金：円 |

(注) 上記「1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)
 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、2026年2月12日付で、当該時点で残存する第11回新株予約権全て（本日時点における残存個数：10,000個）を消却いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

| | | |
|---------------------|-----------------------|--|
| a . 割当予定先の概要 | 名称 | EVO FUND (エボ ファンド) |
| | 本店の所在地 | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands |
| | 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム |
| | 資本金 | 払込資本金：1米ドル 純資産：約242百万米ドル(2025年10月31日現在) |
| | 事業の内容 | ファンド運用 投資業 |
| b . 提出者と割当予定先との間の関係 | 主たる出資者及びその出資比率 | 議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) |
| | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 割当予定先は、当社第2回普通社債150,000,000円及び第3回普通社債120,000,000円を保有しています。なお、割当予定先は、当社の株式を保有しておりません。 |
| | 技術又は取引等関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年1月20日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載したとおり、「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について検討する中で、EJSに2025年12月に相談したところ、同社から本新株予約権による資金調達に関する提案を同月に受けました。他の金融機関等から提案を受けた資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主の皆様への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、上記の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、既存株主の株式価値希薄化への配慮から、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であり、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、EVO FUNDが割当予定先として適当であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。割当予定先は、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおりません。

割当予定先の関連会社であるEJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として本資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英國領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(住所：Craigmuir Chambers, P0 Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は、2,399,900株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本日付で下記の内容を含む本買取契約を締結いたしました。

ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込期日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせないこと。

イ．割当予定先は、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(a) 本新株予約権の行使により交付される株券及びこれと同一の銘柄の株券(以下「対象株券等」といいます。)が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等(以下「合併等」といいます。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間

(b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間

(c) 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間

(d) 本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値(但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。)以上の場合

ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対する同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の2025年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾムについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(住所：東京都目黒区上目黒四丁目26番4号、代表取締役：中村 勝彦)に割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年12月25日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、割当予定先、その役員及び主な出資者が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日(2026年1月20日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(165円)、ボラティリティ(61.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(0.7%)及び市場出来高を含みます。)を想定して評価を実施しております。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の10円としています。また、本新株予約権の行使価額は当初、165円としました。なお、当該行使価額は、初回の修正では発行決議日における当社普通株式の普通取引の終値に、2回目以降の修正では価格算定期間の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額にそれぞれ修正され、株価上昇時においては当該単純平均値の100%が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はあるものの、あらかじめ参考株価からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは限定的であり、さらに、株価下降時においてはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参考株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の皆様の利益にできる限り配慮された設計となっており、当社は本新株予約権の修正後の行使価額についても合理的であると判断いたしました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係なく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は2,399,900株(議決権数23,999個)であり、2025年7月31日時点の当社発行済株式総数55,225,600株及び議決権総数548,501個を分母とする希薄化率は4.35%(議決権ベースの希薄化率は4.38%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

また、本有価証券届出書提出日前 6 か月以内である2025年11月25日付でマッコーリー・バンク・リミテッドに対して割り当てられた第10回新株予約権及び第11回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数4,000,000株(議決権40,000個)を、上記本新株予約権の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は6,399,900株(議決権数63,999個)であり、これは、2025年 7 月31日時点の当社発行済株式総数である55,225,600株及び議決権総数548,501個に対して、11.59%(議決権総数に対し11.67%)となります。

しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「第 1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の今後の成長基盤の確立と中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

なお、当社は、上記「1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、2026年 2 月12日付で、当該時点で残存する第10回新株予約権及び第11回新株予約権を全て消却いたします。第10回新株予約権が一部行使されたことにより交付された株式数2,450,100株(議決権24,501個)を、上記本新株予約権の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は4,850,000株(議決権数48,500個)であり、これは、2025年 7 月31日時点の当社発行済株式総数である55,225,600株及び議決権総数548,501個に対して、8.78%(議決権総数に対し8.84%)となります。したがって、本新株予約権の発行により既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、実質的な希薄化率は25%を下回っていることから、市場に過度の影響を与える規模ではないと判断しております。

また、本資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,399,900株に対し、取引所における当社普通株式の過去 6 か月における 1 日当たり平均出来高は879,961株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。したがって、本資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%) | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に に対する所 有議決権数 の割合(%) |
|---|--|--------------|---------------------------------------|----------------------|--|
| 日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インター・シティ AIR | 5,159,700 | 9.41 | 5,159,700 | 8.64 |
| 崔元根(CHOI WON-KUN) (常任代理人 弁護士法人R&G 横浜法律事務所) | CHUNGBUK, KOREA (神奈川県横浜市西区みなと みらい四丁目4番2号) | 4,862,000 | 8.86 | 4,862,000 | 8.14 |
| EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社) | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町4 番1号) | | | 2,399,900 | 4.02 |
| KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN SECURITIES (常任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支店) | 34-6, YEOUIDO-DONG, YEONGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA (東京都新宿区新宿六丁目27 番30号) | 1,683,100 | 3.07 | 1,683,100 | 2.82 |
| BNYM SA/NV FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行) | 2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内一丁 目4番5号) | 1,221,882 | 2.23 | 1,221,882 | 2.05 |
| BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行) | PO BOX 1093, QUEENSGATEHOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN CAYMAN ISLANDS KY1-1102 (東京都千代田区丸の内一丁 目4番5号) | 1,140,000 | 2.08 | 1,140,000 | 1.91 |
| KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG (常任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支店) | 34-6, YEOUIDO-DONG, YEONGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA (東京都新宿区新宿六丁目27 番30号) | 780,000 | 1.42 | 780,000 | 1.31 |
| 楽天証券株式会社 | 東京都港区南青山二丁目6番 21号 | 745,303 | 1.36 | 745,303 | 1.25 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番 12号 | 704,000 | 1.28 | 704,000 | 1.18 |
| PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT (常任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支店) | ROYAL LIVER BUILDING, PIER HEAD, LIVERPOOL, L3 1LL, ENGLAND (東京都新宿区新宿六丁目27 番30号) | 697,200 | 1.27 | 697,200 | 1.17 |
| 計 | | 16,993,185 | 30.98 | 19,393,085 | 32.48 |

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年7月31日時点
の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2025年7月31日時点の総議決権数(548,501個)に、2025年11月25日付でマッコーリー・バンク・リミテッドに対して割り当てられた第10回新株予約権のうち、2025年12月5日以降2026年1月20日までに行使されたことにより発行された当社普通株式2,450,100株に係る議決権数(24,501個)及び本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(23,999個)を加えた数で除して算出しております。なお、当社は、2026年2月12日付で、残存している第10回新株予約権及び第11回新株予約権の全てをマッコーリー・バンク・リミテッドから取得し、消却する予定であるため、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたり、残存している第10回新株予約権及び第11回新株予約権が行使された場合に交付される株式の数は考慮しておりません。
3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。
4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながらを行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。なお、割当予定先以外の「割当後の所有株式数」は、2025年7月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自2024年2月1日 至2025年1月31日)2025年4月23日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第21期中(自2025年2月1日 至2025年7月31日)2025年9月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年1月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年4月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2026年1月21日)までの間ににおいて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2026年1月21日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ダブル・スコープ株式会社 本店
(東京都品川区東五反田一丁目22番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。